

砺波市農業委員会 1月総会議事録

開催日時 令和8年1月6日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 26名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	18番	土田 英雄
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
6番	前野 久	20番	満保 雅春
7番	石田 智久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	24番	山本 渉
11番	樋掛 雅彦	26番	源通 一郎
12番	田嶋 和樹	27番	齋藤 徹
13番	森田 修	28番	片山 雅喜
14番	松浦 正一	29番	水野 勢津子

欠席した委員 3名

4番	柴田 泰利	25番	小幡 直也
15番	飯田 輝一		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 2名

事務局長 小西 啓介 主幹 横山 匡英

農業振興課 1名

農地調整係 主任 平塚 伸治

付議案件

議事

- 1) 議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項第1号 非農地証明書の発行に伴う意見について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会1月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 あけましておめでとうございます。みなさまにおかれましては、お健やかで新しい年を迎えられたことをお慶び申し上げます。
日頃から農地の利用調整など各地区で重要な役割を担っておられますみなさまには、これからも日々の農業委員活動をお願いしたいと思っております。結びになります。みなさまにとりまして実り多い年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中26名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号8番 鴨井 克之委員・議席番号10番 館 和香子委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。「議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1及び2は、市外に居住する所有者が農地の譲渡を希望していたところ、地元の担い手と話がまとまったものです。番号3は、購入した空き家の裏にある農地で、自身が運営するゲストハウス等で提供する野菜を育てたり、農業体験の場として利活用するため譲り受けます。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第33号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　片山委員、どうぞ。

片山委員 　　2番について、譲渡人は地区内に所有していた空き家も解体して更地にし、砺波に戻ってくる見込みもなく、農地だけが残っている状態でした。地区内の農業者である譲受人が譲渡人と遠縁の親戚ということもあり農地について相談したところ、売買が成立したものです。ご承認よろしくお願ひします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　黒田委員、どうぞ。

黒田委員 　　3番について、譲受人が空き家についてきた農地を使って体験型農業をやりたいという希望があり今回の申請となりました。ゆくゆくはもう少し規模を大きくしたいという意向もあるそうです。ご承認よろしくお願ひします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第33号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・
使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明
願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」
になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者
は、親子二人で生活しており、実家との相互扶助を行うため、申請者の実
家に隣接する申請地において、住宅建築を計画しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第34号」につきまして、
ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 元の農地は長方形で作付しやすい形ですが、今回の転用申請で宅地とし
て切り取ってしまうと一部幅が狭くなってしまいます。整形田となるよう
にはできなかったのでしょうか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 石田委員、どうぞ。

石田委員 ご指摘の点については私も申請の際に質問しましたが、水口の位置等の
関係でこのような形状となったとのこと。耕作者等関係者の了承も得
ていますので、ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第34号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。協議事項第1号非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。非農地証明願の案件の別添資料と併せてご覧ください。今月、非農地証明願は2件でございます。

まず、1件目について、先月、事務局において現地を確認したところ、写真でご覧のとおり急傾斜地で、すでに山林の様相を呈していました。農地として利用するには一定水準以上の物理的な条件整備が必要となることや周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。このため、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認しています。

2件目については、令和2年12月19日に発生した地滑りで被災した農地です。災害復旧工事は県により完了しておりますが、用排水機能は無く、表土も流れてしまっているため稲作はもちろん耕作できるような状態ではありません。また、再発防止の観点からも今後、農地として復旧する見込みもないと思われれます。このため、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議長 ただ今、報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

川邊委員 報告第1号で、柳瀬地区で耕作者変更による解約がたくさんありますが、
(議長) 次の耕作者はどうになっているのでしょうか。

今井委員 土地改良事業の計画に沿って、地元の担い手が耕作者となる予定です。

議長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 25)